

小峰城よもや話

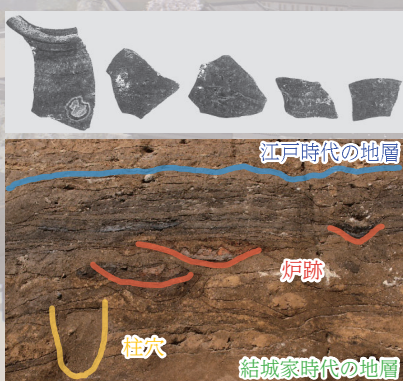
第五話
白河結城家時代の
小峰城

これまでの回で、小峰城の築城時期は、文献資料の記載から南北朝時代の1300年代半ば頃と紹介してきました。今回は、その実態について探ってみます。現在、私たちが目にしている城の姿は、その大半が江戸時代に初代藩主丹羽長重が石垣づくりの城に大改修したものです。それ以前は、自然地形をいかしながら、建物を建てる平場や、堀・土塁などで構成されていました。

残念ながら、現在は江戸時代以前の城の姿を地表で確認できません。そこで、これまで行われた発掘調査結果から、当時の痕跡を探ってみようと思います。本丸から東側に延びている丘陵の南側斜面では、1980年代に発掘調査が行われ、ルソン壺と言われる陶器の破片が見つかりました（写真上）。この壺は、豊臣政権時代に茶壺として重宝され、高値で取り引きされたため、所持できたのは大名や豪商など、限られた人物でした。災害復旧に伴う石垣の裏側の調査では、本丸南面で1500年代前半頃の素焼きの土器が出土し、竹之丸南面では、江戸時代以前に遡る炉跡などの遺構が確認されています（写真下）。

さらに、本丸や二之丸では、

1200～1300年頃の中国製青磁が出土しています。当時、青磁は主に城郭や都市において権力者や富裕層など限られた人だけが入手できたものであったため、貴重品でした。以上が、発掘調査で確認された白河結城家時代の城の存在につながるものです。城としての存在は、遺構・遺物から1500年代まで間違いなく遡ることができ、遺物からそれ以前に遡る可能性も考えられます。しかし、その実態は依然としてベールに包まれたままです。今後の発掘調査などで、白河結城家が築城した南北朝時代の小峰城の形が明らかとなることを期待しています。



破片 ▶ ルソン壺
結城家時代の遺構断面

文化財課 ☎2310

未来につなぐ 相続登記

Vol.5

登記上の所有者と実際の所有者が異なるケースが数多く存在し、災害復旧の妨げや空き家増加などの問題が社会的関心を集めています。

このコーナーでは、相続登記の必要性・重要性を全5回のシリーズでお伝えします。

Q

親から土地を相続したが、お隣との境界が分からない場合どうすればいいですか？

A

最寄りの法務局や、市町村にある公図（地図）を取得して土地の形状や境界線の確認をしてください。

もし、以前に測量（分筆登記など）をした経緯があるなら、法務局に地積測量図が備え付けてある場合がありますので、それを取得して境界線や境界杭などをご確認ください。

それでも分からない場合は、最寄りの土地家屋調査士に相談したうえで「境界の復元測量」を依頼してください。

万一、隣接者と境界不明でトラブルになった場合（なっている場合）は、福島県土地家屋調査士会に併設されている「境界紛争解決支援センターふくしま」や、法務局の「筆界特定制度」をご利用ください。

ご不明な点は、お問い合わせください。☎福島県土地家屋調査士会 ☎024-534-7829 / 福島地方法務局 ☎024-534-2045